

菅野 正純（協同総合研究所）

21世紀の協同に確信と示唆を与えられた 海外ゲストの報告

本集会には、21世紀の幕開けを直前に控えた協同集会にふさわしく、海外からお二人のゲスト・スピーカーをお招きして、大きな示唆を与えていただきました。

ジェイムズ・ロバートソンさんは、21世紀は、「自身の仕事」「協同労働」が成長し続ける時代である、という確かな分析と根拠をもった予測を示されました。

雇用者の利益のために、労働時間を切り売りし、雇用者に従属して働くあり方から、「自らの価値観に従い、自らの意志で選択する、自分自身とお互いのための労働」への、「労働の歴史の新しい段階」への前進です。

ロバートソンさんは、そうした新しい働き方の成長を支える前提条件を、次のように示されたと思います。①環境・土地・エネルギー資源といった共通の資源の新たな社会的管理と「市民基礎所得」、②家族やコミュニティを支える無償労働を貶める性別役割分業の克服、③社会的・環境的に持続可能で働く人が主体となれる人間的なテクノロジーの開発、④子どもたち・若者たち・成人の自立と協同の生き方・働き方を促す教育です。これらの示唆は、「良い仕事をし、責任ある個人として生きることが、最も重要な人権の一つである」という、力強い結びの言葉と共に、協同の道を行く私たちの指針となることでしょう。

グレッグ・マクラウドさんは、本集会のために作成された報告論文において、21世紀の企業のあるべき姿を、歴史的な回顧と展望の中で明らかにされました。

——今日の資本主義社会を支配している株式会社は、それが「公益」ないしは「国民の利益」に適うがゆえに、国家が「法人格」を認めて、初めて成立したものであるにもかかわらず、現代のグローバル企業は、それが所在するコミュニティや国民への責任を負わず、かえって社会を自らの私的利潤追求の道具にまで貶めており、法人格を付与された根拠そのものが今や根底から疑われている。

——21世紀の企業は、こうした現状を克服して、「従業員・消費者・地域コミュニティ」などが利害関係を持つ主体として参画し、コミュニティの持続可能な発展に責任を負う、「コミュニティ企業」に生まれ変わらなければならず、協同組合は、そのことを先進的に実現しなければならない。

マクラウドさんのこの指摘は、日本における「協同労働の協同組合」の法制化の取り組みを、企業変革論の広い視点から位置づけてくれるものです。

海外のお二人の発言は、同時に、本集会の報告者の多くの実践報告と、驚くほどぴたりとかみ合っていました。私たちは、そのことの中に、「協同」が21世紀に拓くグローバルな普遍的価値と展望を、改めて強く確信することができるのではないのでしょうか。

「協同労働」の力強い成長と 広がりを示した集会

第1に、「協同の働き方」が、日本社会に力強く成長しつつあることを確認できたことです。しかも、その成長は、人びとの新しい働き方への要求や願いに裏づけられていると共に、

これからの人の労働にますます求められる領域と質に基づいているがゆえに、後戻りすることのない趨勢であることがうかがえます。

その第一のパワーが女性たちにあることを
感じたのは、私だけではないでしょう。

ホームヘルパーの活動を協同組合で事業化した「ワーカーズコープけやき」の小菅恵子さんは、その実践を通じて、「協同労働」を、①「共感・配慮・責任感」を持った人びとが、「自分の考えをしっかりと発言し、その考えに共感してくれる人びとと協同して働き」「人間の潜在能力を引き出し、さらに豊かにする」とともに、②地域の中で何かしたい、新しい自分を発見したい、今までなかったことに挑戦したいという人たちが生き方を変えていく」、③そのことを通じて、「孤立化した地域」での新しい人間関係づくりに生かして、新たな地域貢献のできる仲間づくり」をもたらす仕事である、とされました（全体会）。

廃食油から車の燃料をつくるプラントをつくりだした「株式会社ユーズ」の染谷ゆみさんは、「天ぷら油があれば石油なんていない」、「東京は油田」であり自分の仕事は「東京油田の開発」であると愉快地語られます(第5分科会)。

「ワーカーズコレクティブ生活工房まちまち」の藤木千草さんも、「総合的な判断力や洞察力及びコンピュータなどの特殊技術を身につけながら、生活者としての心を持ち続けて、しなやかに参加型のまちづくりをコーディネートしていきたい」と語られます（第7分科会）。

協同の仕事おこしのもう一つの目覚しいパワーが、障害者運動から発信されました。

「ヒューマンケア協会」の中西正司さんは、

「自立生活運動」の思想をバックボーンに、「ハンディキャップ者に年間5万時間の介助サービスを提供し、200名の障害者と健常者の雇用を生み出す」実績を報告されるとともに、「誰もが住みやすい社会に日本を変えていく、高齢者と障害者の共闘」——具体的には障害者が公的介護保険に組み込まれようとしている2005年に向けて、「社会参加」の部分の介助を認めさせる大運動を提起されました（全体会）。

「青い鳥福祉社会」の小野隆二さんの、「技術を持った中高年者をリーダーに、障害者が一緒になった労働集団」が、野菜や米づくり、公園や施設の清掃・管理などの仕事を拡大し、「年々、地元からの農地活用の依頼が増えてきている」という報告には、驚きと感動を覚えました（第4分科会）。

「文化学習協同ネットワーク」の藤井 智さんは、「仕事人間」「会社人間」になることにためらいを感じると同時に、それに代わる新しい生き方・働き方も描けない——そんな青年たちが、「協同の働き方」を通じて「コミュニティの中で役割を果たしながら、自分と社会とのつながりや役割を実感していく」、「学校から仕事へ」の橋渡しとなる、新しい仕事=活動を報告されました（全体会）。

日本でもいま最もパワフルな協同の仕事おこしは、ヨーロッパの「社会的協同組合」や「コミュニティ協同組合」と同じような領域に見られることがわかります。

また、現在の新しい仕事おこしは、草の根からの新しい職能集団や資格者の集団づくりと、企業を超えた働く人びとの協同を呼び起こしつつあることが実感されました。

「島根中高年事業団」の山室まことさんの、

「孤立と自己嫌悪に陥りがちだったケアマネジャーが、所属を超えて集まり、交流することを通じて、自らの目的と目標を再確認し」、自治体もそれを後押ししているという報告（第2分科会）や、東京商工会議所の「福祉住環境コーディネーター」資格検定制度に携わった「青山環境デザイン研究所」の渡辺光子さんの、検定試験実施わずか1年あまりで全国6万人の受験者が集まったという報告からも、そのことがうかがえます（第12分科会）。

「コミュニティ」に広がる

協同と協同労働のネットワーク

第2に、協同の仕事おこしが1事業体にとどまらず、「コミュニティの再生」や「福祉のまちづくり」を焦点として結び合うとともに、働く人とその製品・サービスを利用する人、地域でこれを支援する人びとの総合的な協同が発展しつつあることが確認できたことです。

地域住民の参加で生ごみの堆肥化と野菜づくり、その供給という循環をつくりだした恒川敏江・芳克ご夫妻の「EM緑の会」の活動は、「景気に左右されない」障害者の仕事おこしを呼び起こしながら、ついに自治体を動かし、1,000世帯のモデル事業に発展しようとしています。

株式会社「パストラル」（前JA全中農政部長）の小橋暢之さんは、農業・農村の再生に果たす協同労働の役割に期待されるとともに、その力を発揮する形態として、従来の協同組合を超えた「集落協同組合」「カントリービジネス協同組合」「生産・消費協同組合」を挙げられ（全体会）、山形大の菊間満さんは「山村

のコミュニティを維持する仕事を雇用につなげる役割は、労働者協同組合に委ねられていくだろう」と予測されています（第8分科会）。

コミュニティの再生と福祉のまちづくりの担い手として自らを位置付けて、具体的な取り組みを活発に進めているのが、商店街です。

——商店街の空き店舗を使ったシニアの情報プラザをセンターに、「ばらばらな物言わぬ消費者」と見られていた高齢者が情報技術を学んで、「自分たちが買いたい物や本当に受けたいサービスを商店街に発信し始めている」「シニアネット久留米」（古賀直樹さん報告）。

——店頭に「よろず相談所」の看板を掲げて、「支え合い、楽しく心やすらぐふれあいの場、歩くだけでも暖かさを感じる街としての役割をもった商店街」をめざす足立区の商店街（田中武夫さん報告）。

——ファックスからインターネットに「地域コミュニケーションネットワーク」を進化させるとともに、空き店舗を活用した、高齢者が集まり交流する給食サービス事業に取り組み、さらには川の再生と「親水公園」づくりの先頭に立つ「西新道錦会商店街振興組合」（原田 完さん報告）などです（＝いずれも第3分科会）。

兵庫県高齢者協同組合も、まちづくり協議会や老人会、商店街振興会などと協力して、旧市街地を中心に、「地域福祉事業所」を核とした「福祉のまちづくり」を進め、地域からも進出が求められるところに来ています（藤田由紀雄さん報告、第4分科会）。

東京大田区のまち工場の人びとは、障害当事者及びそれを支える人びととともに「大田福祉機器開発研究協会」をつくり、一人ひと

21世紀「ポスト拡大経済」の時代に、生活を質的な意味からほんとうに豊かにし、人間らしく暮らせる地域をつくり、それを支える生きがいある仕事と役割をすべての人が分かちあうためには、コミュニティに広がる協同が不可欠であることを本集会は示しました。

日本労働者協同組合連合会の永戸祐三さんも述べたように、ビッグビジネスへの膨大な税金投入とゼネコン型公共事業のバラマキによっても、あるいはそのゆえに、経済の回復もなく、国家の財政破綻のみが進行している

重要なことは、①この法制化が、既存の組

織の都合ではなく、広く協同の仕事おこしを進めている人びと、そして21世紀に「協同の働き方」を望むすべての人びとのための、新たな社会インフラ（制度基盤）づくりという普遍的な意味を持つものであることを踏まえて、②「簡素化された協同組合の仕組み」（ILO）をも含めて、多様な協同労働のあり方を包含する、できるかぎり柔軟で普遍的な内容にすること、③働く人と利用者、コミュニティの人びとの協同を可能にする「複合協同組合」にも可能性を確保し、「統一協同組合法」制定への足がかりを築くこと、④そして、一致点を求めて開かれた議論を粘り強く進めるとともに、何よりも法制化の現実の必要性に焦点を当てて当事者の意志の一致と高まり、世論への訴えを進めることであると思います。

若者から高齢者までのすべての世代が、女性も男性も、障害のある人も健常者も、望むすべての人が「協同労働」を選択できる社会を——この当たり前の目標に向かって、共に大きく前進して行こうではありませんか。

21世紀——協同と共生の時代への幕をあけよう！

人と人とを結ぶ“協同労働”のネットワークを地域のすみずみに！

2000年11月26日

「いま『協同』を拓く2000全国集会」の閉会に当たって

